

# はじめに

近年、国におきましては、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向け、障がいのある人の自立と社会参加の促進に向けた取り組みが一層進められています。障がいのある人の差別を解消する法律の制定もその1つです。



これまで本市では、「交野市第3次障がい者（児）福祉長期計画」をもとに、障がい者施策の総合的な推進を図りながら、『みんなで咲かそう手話の花』交野市手話言語条例』の制定や地域生活支援拠点等の機能の充実等にも取り組んで参りました。

本市の現状を踏まえ、障がい者施策のさらなる充実に向け策定いたしました本計画では、「自立した地域生活」「社会参加」「共生社会」を大きく3つの目標に掲げ、「基幹相談支援センター」の整備や、成年後見制度の利用促進、言語としての手話の理解促進・普及等の取り組みを新たに加え、「障がいの有無にかかわらず、共に生きる社会の一員として誰もが尊重され、互いに助け合い支え合えるまち 交野」を目指して参ります。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました交野市障がい者（児）生活支援推進審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やワークショップ、ヒアリング調査等にご協力をいただきました、市民・関係団体の皆様に心から感謝申し上げますとともに、計画の推進に向け、なお一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

交野市長 黒田 実